

### 第三者評価結果

事業所名：にこにこすまいる保育園

#### A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
<p>A-1-(1)-①</p> <p>【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全体的な計画は、保育所の理念、保育方針にもとづいて本部で作成された年間カリキュラムを骨子として、作成されています。作成の際は、保育所保育指針等を参考に、園の実態や子どもの発達過程に合わせて保育会議等で話し合い、各学年の担任が作成しています。</li> <li>・作成された全体的な計画は年度末の職員会議や保育会議を通して振り返り、次年度の作成に生かしています。施設長は、生命の保持や情緒の安定、また行事等を中心に見直しています。</li> </ul>	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-①</p> <p>【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・室内の温度・湿度については、温湿度計を設置し、1日2回記録を取り適切な状態を保持しています。換気については、適宜換気するとともに、空気清浄機やサーキュレーターを使用しています。音への配慮として、マットを敷き音を吸収させる等の工夫をしています。</li> <li>・保育所内外の設備や用具については、安全点検チェック表を使用し衛生管理に努めています。玩具や生活用品等の消毒はこまめに行っています。</li> <li>・室内は、ロッカー等を使用し生活スペースと遊ぶスペースに仕切ることで、一人ひとりの子どもが落ち着いて過ごせるよう配慮しています。また、サークル状の仕切りやソファなどを常設し、くつろげるスペースがあります。さらに、机上の遊びのコーナーでは、テーブルごとにパーテーションを設けることで、集中して遊べる環境が整えられています。</li> <li>・食事と午睡の場所を分けることで、心地よい生活空間が確保されるとともに、一人ひとりの生活リズムに合わせて過ごせるよう配慮しています。</li> <li>・手洗い場は、子どもが自分で手を洗えるよう、手洗い場が低く設置されているとともに、手の洗い方をイラストで示すなどの工夫がされています。</li> </ul>	
<p>A-1-(2)-②</p> <p>【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一人ひとりの子どもの発達や発達過程、家庭環境等から生じる個人差については、職員会議や保育会議等、日々の話し合いの中で十分に把握し、周知しています。また、周知ノートと呼ばれる情報共有ノートを作成し、登園の際の状況や日中の子どもの様子などを職員が自由に記述し、全職員が出勤後に確認することで周知を図っています。</li> <li>・子どもが安心して自分の気持ちを表現できるよう、保育者と1対1で安心して過ごせる場所を作るとともに、「テーブルに乗らないよ」ではなく、「椅子に座ろうね」など否定的な言葉がけでなく、肯定的な言葉がけを意識して関わっています。</li> <li>・一斉に活動を行うのではなく、個々のペースに合わせて散歩の準備や食事を行うなど、子どもの欲求を受け止め、子どもの気持ちにそって適切に対応しています。一人ひとりの子どもの対応については、子どもの興味も含め、職員間で共有する体制が整えられています。</li> <li>・言葉づかいについては、「～したかったのね」など子どもの気持ちを承認する言葉がけを大切にしています。また、大きな声で伝えるのではなく、子どもの傍に行って、静かなトーンで伝えることも大切にしています。</li> </ul>	
<p>A-1-(2)-③</p> <p>【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもたちが自ら生活習慣を身に付けられるよう、手洗いの方法をイラストで示すなどの工夫を行っています。また、下駄箱や靴下入れ、帽子入れなどにも子どもの顔写真を貼り、分かりやすいよう環境を整えています。さらに、玩具棚には玩具の写真が貼ってあり、所定の場所に片づけやすいよう配慮されています。</li> <li>・基本的な生活習慣の習得にあたっては、無理強いをせず、個々の子どもの発達や気持ちを汲み取り、タイミングを見て促すよう配慮しています。また、トイレトレーニング等においては家庭との連携を大切にし、洗濯物の枚数が増えることなどを事前に共有しています。</li> <li>・活動と休息のバランスが保たれるよう、ソファやサークル状の仕切り、また個別のテーブル等を設定し、いつでも休息できるよう配慮しています。また、身体を動かしたい場合は、別の部屋でダンスやトランポリン、牛乳パックで作った平均台を行ったり、ウッドデッキに出て遊ぶなどの工夫が行われています。</li> </ul>	

【A5】 A-1-(2)-④  
子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。

a

<コメント>

・子どもが主体的に活動できるよう、ロッカー等で生活のスペースと遊ぶスペースを分け、落ち着いて取り組めるよう配慮しています。遊ぶスペースは玩具棚等で仕切られ、ごっこ遊びのコーナーや机上遊びのコーナーなど子どもが自由に玩具等を取り出して遊ぶことができる環境を整えています。

・玩具や絵本は子どもの興味や成長、季節に応じて入れ替えるとともに、子どもの発達に合わせた手作り玩具等も十分に揃えています。また、遊びの中で、進んで身体を動かすことができるよう、トランポリンや牛乳パックで作った平均台なども状況に応じて用意し取り入れています。

・戸外遊びでは、自然に触れる機会を多く取り入れています。コオロギやダンゴムシなどを見つけ、園に持ち帰り観察したり、図鑑等で調べることも楽しんでいます。

・子どもたちが友だちと協同して活動できるよう、子どもの良い関わりを見逃さず、褒めるようにしています。一例として、「ありがとう」と子どもが他児に伝えた際に十分に褒め、さらに周知ノートに記載し全職員で共有し、ノートを確認した職員からさらに褒められるなどの取り組みがあげられます。

・地域の人たちと接する機会として、散歩の際に職員が率先して挨拶することや、近隣のスーパー等買い物に行くなどの取り組みを行っています。

・様々な表現活動が自由に体験できるよう、お絵描きや塗り絵、粘土は自由に取り出して遊ぶことができる環境を整えています。

A-1-(2)-⑤  
【A6】 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

<コメント>

・乳児が安心して過ごせるよう、乳児専用の部屋を設けています。また、常勤職員だけでなく、非常勤職員も含め担当制を取り入れ、子どもが安心して生活できるよう配慮しています。

・子どもの表情に対して、保育者は目線を合わせ、子どもの気持ちを読み取りながら、応答的に関わることまた、スキンシップをたくさんとることを大切にしています。

・乳児が、興味と関心を持つことができるよう、発達に合わせた玩具の設定や入れ替えを行っています。また、戸外では大きなシートを敷き、自由に這い這いができるよう工夫しています。さらに、砂遊びの際は、ビニール製のつなぎの服を着て遊ぶことで、十分に遊び込めるよう配慮しています。

・連絡帳や送迎時のコミュニケーション、個人面談等を通して家庭との連携を密にしています。

A-1-(2)-⑥  
【A7】 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

<コメント>

・一人ひとりの子どもが自分ですりとする気持ちを十分に尊重できるよう、職員は活動時間にゆとりをもてるよう活動を計画しています。一例として、個々の子どものペースに合わせて散歩の準備を行い、出発時間が遅くなった際は、活動先を変え、時間にゆとりを持つようにするなどの取り組みがあげられます。

・公園では、1名の保育者が遊ぶ前に危険な箇所等を子どもと一緒に確認するとともに、話している間に別の保育者が公園内の安全を確認することで、探索活動等が十分に行えるよう配慮しています。

・子どもの自我の育ちについては、着脱等の生活習慣をはじめ、自分でできた際に十分に褒めることで、達成感を味わえるよう配慮しています。できたことについては、職員間で共有し別の職員からも褒められることで、さらに達成感を味わえるよう配慮しています。

・保育士以外の大人との関わりとして、日ごろから栄養士が食事の際に子どもと直接関わったり、食育活動を通して関わったりしていません。

A-1-(2)-⑦  
【A8】 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

<コメント>

・非該当

【A9】 A-1-(2)-⑧  
障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

<コメント>

- ・室内は段差のない保育環境を設定するなど、バリアフリーに配慮した取り組みに努めています。
- ・障害のある子どもの状況に配慮した個別の指導計画を作成しています。計画内容については、職員会議や保育会議等を通して全職員に周知し、支援できる体制を整えています。
- ・子ども同士の関わりについては、無理に年齢ごとに活動を行うのではなく、一人ひとりの子どもの興味や関心に沿って過ごすことで、共に成長できるよう配慮しています。
- ・保護者との連携については、迎えの際に必ず一つは日中のエピソードを伝えることに努めています。具体的な子どもの様子を共有することで、共通認識を持つよう取り組んでいます。
- ・必要に応じて、区の担当課や療育機関等から相談や助言を受ける体制が整えられています。また、職員が参加する研修の講師でもある、発達に関する専門家から助言を得る機会が整えられています。
- ・園の取り組みに関しては、園だより等で分かりやすく保護者に伝えるよう取り組んでいます。

【A10】 A-1-(2)-⑨  
それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

<コメント>

- ・月間指導計画には、長時間保育の欄が設けられ、1日の生活を見通して、その連続性に配慮し、子ども主体の計画になるよう配慮されています。
- ・家庭的でゆったりと過ごすことが出来るよう配慮しています。一例として、一人ひとりの子どもの体調に応じて、散歩に出かける子どもと、室内で遊ぶ子を分けるなどの取り組みが行われています。
- ・年齢が異なる子どもと一緒に過ごすことに配慮し、乳児の誤飲の可能性がある、小さなブロックやビー玉などは2歳児クラスのみで遊ぶときに提供するなど、年齢に応じた玩具で十分に遊び込めるよう配慮しています。
- ・保育時間の長い子どもに配慮した、おやつ等の提供として、おにぎりや、餅粉や大豆粉を使用したパンなど、満腹感が感じられる献立を提供しています。
- ・職員間の引き継ぎについては、周知ノートや引継ノートを使用して適切に行っています。引き継がれた内容は送迎時に保護者に伝達し、伝達後はチェックをすることで、保護者との連携が十分にとれるように配慮しています。

【A11】 A-1-(2)-⑩  
小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。

<コメント>

- ・非該当

A-1-(3) 健康管理

第三者評価結果

【A12】 A-1-(3)-①  
子どもの健康管理を適切に行っている。

a

<コメント>

- ・一人ひとりの子どもの健康状態については、送迎時の視診や登園後と午睡後の検温を実施することで把握に努めています。また、子どもの体調悪化や怪我などについては迎えの際に伝えるとともに、翌日の登園時に様子を確認しています。
- ・子どもの保健に関する計画として、年間保健計画を作成しています。保健計画では、月ごとに目標が立てられるとともに、保健行事や新入園児の健康観察、夏の疲労回復に努めるなど、月ごとの留意点等が記載されています。
- ・予防接種等を受けた際は、送迎時や連絡帳を通して把握し、個人票に転記するなど保護者から子どもの健康に関わる必要な情報が常に得られるように努めています。また、園だよりで乳児医療証を所持する家庭にコピーの提出をお願いするなどの取り組みも行っています。
- ・園の健康に関する方針については、入園のしおりに記載されています。具体的な取り組みについては、流行している感染症への園の対応等について、園だより等を通して伝えていきます。
- ・乳幼児突然死症候群については、職員にSIDSマニュアルを周知するとともに、5分ごとに振動で知らせてくれるタイマーを使用し、午睡チェックを実施しています。保護者に対しては、SIDSに関する情報を玄関に掲示するとともに、室内に注意喚起の掲示をするなど、必要な情報提供を行っています。

<p>【A13】 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p>	<p>a</p>
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>健康診断及び歯科検診は、全年齢において年に2回実施され、職員に周知するとともに、保健計画にも記載されています。</li> <li>健康診断、歯科健診の結果を踏まえ、食事の大切さや歯磨きの方法などを、絵本等を通して子どもたちに伝えています。</li> <li>健康診断、歯科健診の結果については、所定の書面にて保護者に伝えています。</li> </ul>	
<p>【A14】 A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	<p>a</p>
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>アレルギー対応については、厚生労働省のガイドライン及び法人のガイドラインに沿って対応しています。また、入園時に市の書式である生活管理指導票にもつき説明するとともに、半年に一度実施する、負荷検査の状況を共有するなど、保護者との連携を密にし、保育所での生活に配慮しています。</li> <li>園では、鶏卵、牛乳、小麦の3大アレルゲンを使用しない献立を作成しています。そのため、お代わり分も含め、他の子どもたちと相違なく提供しています。提供の際に、区別が必要な場合は専用のトレーと食器を使用し、個別のテーブルを配置しています。提供の際は、栄養士と職員で確認し、さらに提供の前に職員同士で確認するというダブルチェックを行っています。</li> <li>アレルギー疾患等について、外部研修やZoomでの研修を受講しています。研修等により得られた、知識や情報、また技術等については職員会議等で報告することで周知を図っています。</li> </ul>	
<p>A-1-(4) 食事</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。</p>	<p>a</p>
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>食に対する豊かな経験ができるよう、食育年間計画を立て、実践しています。食育年間計画には、毎月の活動内容とねらいが記載されています。一例として、いわしを見たり触ったりし、給食でいわしハンバーグを提供することや、カブやキュウリ、ナス、ピーマンなどの野菜を育て、収穫して給食で提供することなどが記載され、実践されています。</li> <li>食器の材質については、発達に合わせた持ちやすい食器を使用するとともに、食器が滑らないトレーを用意するなど配慮しています。</li> <li>個人差や食欲に応じて、量を加減できるよう、2歳児では子どもに食べられる量を聞いてから配膳するなどの取り組みを行っています。また、食べたいもの、食べられるものが少しでも多くなるよう、キュウリを千切りではなく棒状に切るなど、食材の切り方や味付けなどの工夫を行っています。</li> <li>食について関心を深めるため、カボチャを袋に入れてつぶすなど、食材に触れる機会を多く設けたり、食器の片づけを行ったりするなどの食育活動にも取り組んでいます。</li> <li>日々の食事は写真で撮影し、タブレットにて保護者が閲覧できるようにしています。また、年に1回実施される誕生日参観の際に、試食会を行い家庭との連携につなげています。さらに、子どもが良く食べていた献立を園のブログや園だよりで紹介するなどの取り組みも行われています。</li> </ul>	
<p>【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。</p>	<p>a</p>
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一人ひとりの子どもの発育状況に合わせて、離乳食の形態を変えると同時に、咀嚼具合を確認し、食材の硬さや大きさを変えるなど、献立や調理の工夫を行っています。</li> <li>子どもの食べる量や好き嫌いについては、日々の子どもの食べる様子を保育者や栄養士が丁寧に観察することで把握しています。また、残食の調査記録や検食簿をまとめ、献立や調理の工夫に反映させています。</li> <li>献立ソフトを使用し、旬の食材を多く取り入れることで、毎月、季節感のある献立を提供しています。地域の食文化や行事食については、ハロウィンやクリスマス、七草や節分等の献立を提供しています。</li> <li>栄養士は毎日必ず、子どもの食事の様子を把握するために巡回をしています。衛生管理体制については、衛生管理マニュアルや衛生管理チェック表を使用し、衛生管理が適切に行われています。</li> </ul>	

## A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・連絡帳や送迎時のコミュニケーションを通して、家庭との日常的な情報交換を行っています。また、保育の意図や保育内容について保護者の理解を得る機会として、年度の始めと終わりに、必ず2回の個人面談を実施するとともに、希望家庭については、さらに10月に面談を実施する取り組みが行われています。また、6月と2月には全家庭を対象としてクラスごとに懇談会を実施しています。面談等の内容については、記録され、職員会議や保育会議等で周知しています。</li> <li>・子どもの成長を共有できる機会として、保育参加や親子交流会等を実施しています。また、卒園式の際に子どもの成長した過程を、スライド写真で上映するなどの取り組みも行われ、視聴は卒園児の保護者だけでなく在園児の保護者も対象として行われています。</li> </ul>	
A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者等からの相談に応じる体制として、5~6月及び、2~3月にかけて実施される個人面談及び、希望家庭を対象に、10月に実施する個人面談があります。面談の際は、保護者の就労等の事情に配慮し日時を設定するなど、相談に応じられる体制を整えるとともに、相談内容を適切に記録しています。また、6月と2月には、全家庭を対象とした、クラス懇談会を実施しています。</li> <li>・保育所の特性を生かした保護者への支援として、親子交流会等を行っています。親子交流会では、レクリエーションを通して、保護者の方が交流できる機会を設けています。</li> <li>・相談を受けた職員が適切に対応できるよう、相談内容については、職員会議を通して全職員で共有するなど、助言が受けられる体制を整えています。</li> </ul>	
【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員は、虐待等権利侵害の兆候を見逃さないよう、送迎時の親子の関わりや日中の子どもの様子、また着脱の際に視診を行うなど、子どもの心身の状態、家庭での養育の状況について把握に努めています。</li> <li>・虐待等権利侵害の可能性があると職員が感じた場合は、施設長に報告後、職員間で共有し、必要に応じて区の担当課と連携を取るなど、協議する体制が整えられています。また、気になる家庭については必要に応じて電話連絡し、保護者と話す機会を設けるなど、予防的に保護者の精神面を援助しています。</li> <li>・虐待等権利侵害を発見した場合の対応等について、虐待防止マニュアルを整備しています。マニュアルには、虐待防止概要、虐待対応フローチャート、虐待予防チェックシートが整備されています。マニュアルは職員がいつでも閲覧できるようにし、体制を整えています。</li> <li>・職員は外部研修を受講し、虐待等権利侵害について理解を深めています。研修内容については、職員会議等を通して全職員で共有しています。</li> </ul>	

## A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	第三者評価結果
【A20】 A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全職員が年に2回、所定の様式を使用した自己評価を実施しています。自己評価では、保育全般に関すること、保護者対応、書類作成、職務の遂行・向上心、コミュニケーション等の項目ごとに、5段階評価で振り返り、改善案も検討しています。また、個人目標や今後、受講したい研修等を記入する欄もあります。</li> <li>・年に1回、保育所全体の自己評価を実施しています。自己評価では、保育理念の理解から始まり、指導計画、保育内容等について、全職員が評価を行っています。評価結果にもとづき、具体的な保育実践につなげています。一例として、環境設定の見直しや子どもの興味や関心、発達に合わせた玩具の見直しなどに取り組んでいます。</li> <li>・今後は、各職員が実施した保育所全体の自己評価を集約し、課題を分析したうえで、自己評価の項目に沿った、さらなる具体的な保育実践につなげていくことが期待されます。</li> </ul>	